

ひとり親等対象世帯

保育所保育料

		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯												
B	市町村民税非課税世帯												
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)							0	0	0	0	0	0
D1	所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							5,500	0	0	5,000	0	0
D2	" 5,000 ~ 48,599							6,200	0	0	5,600	0	0
D3	" 48,600 ~ 59,999							7,000	0	0	6,300	0	0
D4	" 60,000 ~ 71,999							7,900	0	0	7,100	0	0
D5	" 72,000 ~ 77,100							8,900	0	0	8,000	0	0
	" 77,101 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
D6	" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
D7	" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
D8	" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
D9	" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
D10	" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
D11	" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
D12	" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
D13	" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

食材料費(主食代+副食代)

		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	所得割課税額 ~ 77,100	主食代 950						主食、副食ともに保育料に含まれる 0					
"	77,101以上	主食+副食 5,450	主食代 950	主食+副食 5,450	主食代 950								

※児童数は、所得割課税額が77,101円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、77,101円以上の世帯については保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。

※ひとり親等世帯とは

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない者で実際に児童を扶養している世帯
- (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)  
 (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
 (イ) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者  
 (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者  
 (エ) 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

上記以外

保育所保育料

		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯												
B	市町村民税非課税世帯												
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)							9,200	4,600	0	8,200	4,100	0
D1	所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							12,200	6,100	0	10,700	5,350	0
D2	" 5,000 ~ 48,599							14,200	7,100	0	12,200	6,100	0
D3	" 48,600 ~ 57,699							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
	" 57,700 ~ 59,999							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
D4	" 60,000 ~ 71,999							17,400	8,700	0	15,200	7,600	0
D5	" 72,000 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
D6	" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
D7	" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
D8	" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
D9	" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
D10	" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
D11	" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
D12	" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
D13	" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

食材料費(主食代+副食代)

		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	所得割課税額 ~ 57,699	主食代 950						主食、副食ともに保育料に含まれる 0					
"	57,700以上	主食+副食 5,450	主食代 950	主食+副食 5,450	主食代 950								

※児童数は、所得割課税額が57,700円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、57,700円以上の世帯については保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。